

山形市における小・中学校の耐震化について

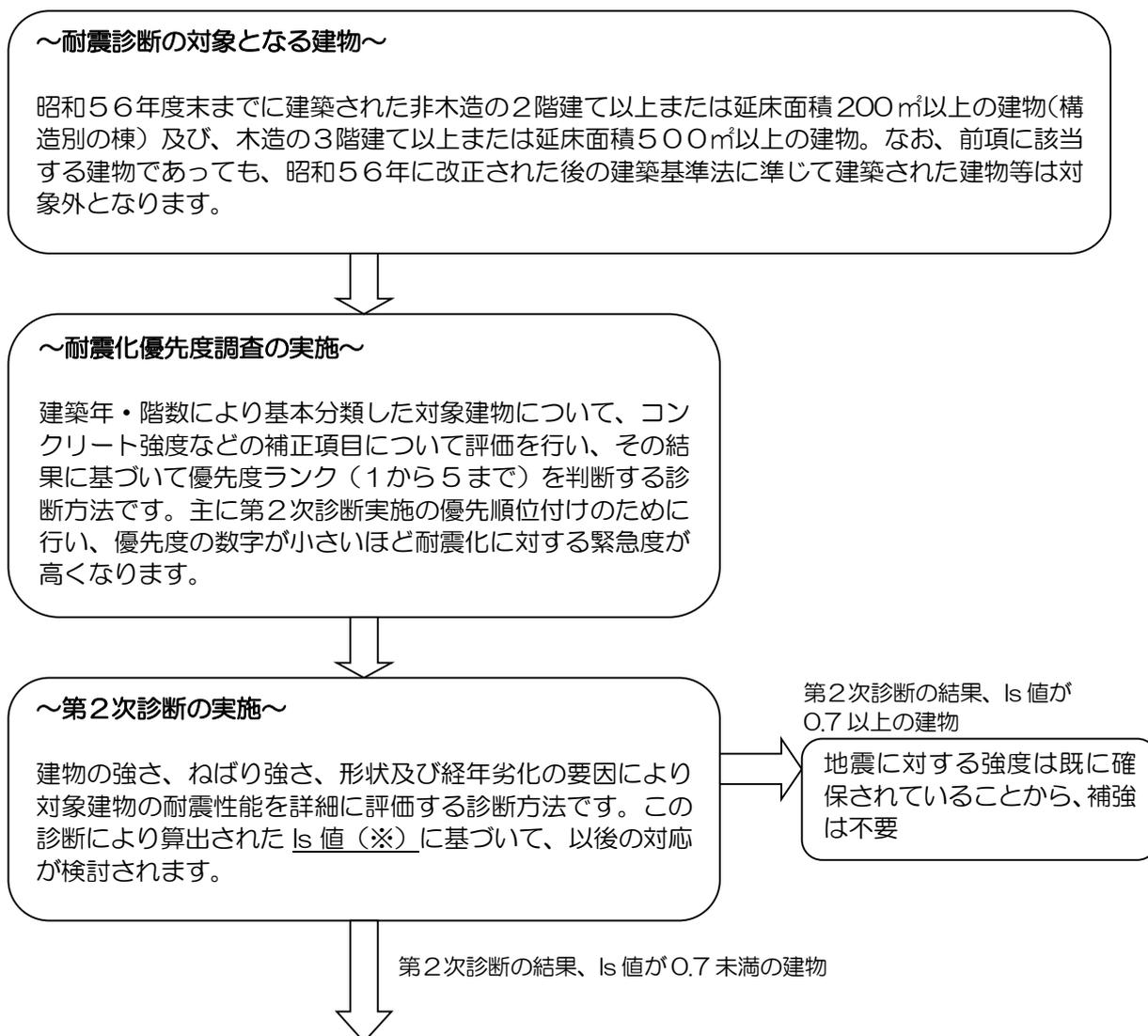
平成31年4月1日現在

1. 山形市における小・中学校の耐震化について ～概要～

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時における地域住民の応急避難場所として高い安全性が求められており、特に小・中学校については「地震防災対策特別措置法」において耐震診断の実施が義務付けられております。

このため、本市では耐震診断の対象となる全ての市立小・中学校の建物について、平成16年度に「耐震化優先度調査」を実施し、その結果を基に小学校校舎 - 中学校校舎 - 小学校屋内運動場 - 中学校屋内運動場の順で平成17年度から順次耐震化を実施しております。

2. 学校施設における耐震化の流れ



～耐震設計の実施～

第2次診断の結果を基に補強方法について検討を行い、補強後のIs値が0.7以上となるように耐震設計を行います。



～耐震補強工事の実施～

耐震設計に基づいて補強工事を実施し、工事完了の時点で耐震化が完了となります。

※Is値（構造耐震指標）とは

耐震診断の実施により算出される建物の耐震性能を表す指標であり、国土交通省の「耐震改修促進法における技術的指針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号による）」によれば、その目安は以下のとおりとなります。なお、同指針においてはIs値0.6以上が耐震性のある建物と定義されておりますが、文部科学省では地震時の児童生徒の安全性等を考慮し、Is値0.7以上を学校施設の基準値として設定しています。

| | |
|------------|-------------------------------|
| Is<0.3 | 震度6～7程度の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い |
| 0.3≤Is<0.6 | 震度6～7程度の地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある |
| 0.6≤Is | 震度6～7程度の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い |

3. 耐震化の推進状況について

山形市では、「山形市公立学校等施設整備計画」に基づいて平成17年度から小・中学校の耐震化を実施してまいりましたが、同計画で実施を予定していた耐震補強工事については平成24年度で完了し、平成31年4月1日現在の耐震化率は99.6%となっております。

今後は、建替対象としている西山形小学校につきましても計画的な改築を検討してまいります。

4. 学校別耐震化状況

別表のとおり

【別表における用語等の解説】

○別表の対象となる建物は、山形市立の小・中学校の校舎・屋内運動場のうち、非木造の2階建て以上または延床面積200㎡以上の建物及び、木造の3階建て以上または延床面積500㎡以上の建物となります（※）。なお、中学校の武道場については、全て新耐震基準施行（昭和56年）後に建設されていることから、別表には記載しておりません。

※「地震防災対策特別措置法」において、耐震診断の実施が義務付けられた建物

○各学校における建物区分は、構造上一体となっている棟毎に記載しております。

○「構造」欄の「R」は鉄筋コンクリート造を、「S」は鉄骨造を、「W」は木造をいいます。

○「基準」欄の「旧基準」は新耐震基準施行（昭和56年）以前に建築されたものを、「新基準」は新耐震基準施行後に建築されたもの及びそれに準ずるものをいいます。

- ・「新基準」の棟は耐震性がある建物であることから、「優先度調査」から右の欄は全て空欄となり、「新基準のため耐震化の対象外」と記載しております。
- ・「旧基準」の棟のうち、平成24年度までに補強済の棟については、「補強済」と記載の上、「補強工事実施年度」と「補強後のIs値」をそれぞれ記載しております。
- ・「旧基準」の棟のうち、第二次診断の結果Is値が0.7以上の棟については、地震に対する強度が既に確保されていることから「補強不要」と記載しております。